



子どもの人権 児童虐待について考える

#

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。私たち一人ひとりが身近な問題として考えてみましょう。

■ 児童虐待とは？

【身体的虐待】

たたく、殴る、ける、タバコの火を押しつけるなど、保護者や同居人が子どもの身体に傷をおわせること。



【ネグレクト】

子どもに食事を与えない、風呂に入れない、病気なのに医者に診せない、学校に行かせないなど、保護者や同居人による放置などの不適切な養育のこと。

【性的虐待】

保護者や同居人が、性的興奮を得るために、子どもに性的な暴行、いたづらをしたり、性的行為を強要すること。

【心理的虐待】

保護者や同居人が「お前なんか嫌いだ」などと言ったり、全く無視をして子どもに不安、おびえなど、精神的な苦痛を与えること。また、子どもの前で家庭内暴力が行われるなど、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■ 虐待を受けている子どものサインとは？

子どもは自分から助けを求めることができないため、早期発見が子どもを守る第一歩となります。なにげない行動や態度から、助けてという「小さなサイン」を見逃さないでください。

ちょっとした「目くぼり」「気くぼり」で子どもを虐待から救えます。

■ 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたら？

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの児童相談所や市町村窓口にご連絡してください。

子どもを救うために迷わず行動を起こしてください。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

【児童虐待に関する通報先・相談先】

- ・こども家庭センター：☎ (0857) 20-0122 ※平日の夜間や休日は「(0857) 22-8111」へ
- ・鳥取県中央児童相談所：☎ (0857) 23-6080 ※緊急の場合は 24 時間対応

中央人権福祉センター事業の一層の充実を目指して！

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業展開しています。具体的には「生活困窮者自立支援事業」「重層的支援体制整備事業」「フードサポート事業」「地域食堂推進事業」等を所管しております。

さらに、令和4年度より国のモデル事業の採択を受けて「孤独・孤立対策」に取り組んでおり、「孤独・孤立対策推進法」の施行を機に推進体制を強化するために、令和6年度4月より、孤独・孤立対策担当参事と孤独・孤立対策推進員を配置しました。

これらの事業により本市における地域共生社会の実現に向けて、職員一同、邁進してまいりますので、皆様方の引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



鳥取市中央人権福祉センター所長 川口 寿弘

着任・転任・退職

着任	参事 岡部 孝志	保健医療課より
	総括主査 田中 隆志	青谷町総合支所より
	主事 山本 浩司	市民税課より
	人権福祉員 田中 稔丈	西人権福祉センターより
転任	主事 秋本 恵美	文化財課へ
	人権福祉員 田中 優子	南人権福祉センターへ
	人権福祉員 鈴木 菜穂子	高草人権福祉センターへ
退職	会計年度任用職員 小嶋 百合子	NPO法人 地域共生とっとり (中央人権福祉センターへ派遣)
	相談支援員 初鹿野 旭	5月より //

5月

地域(子ども)食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。市ホームページにて最新情報を
ご覧いただき、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食堂名【連絡先】(会場)	基本開催曜日	学習支援
きりん子ども食堂 【0857-30-6814】 (岩倉地区公民館 立川町6-174)	第2・4水曜日	○
けたかくるり子ども食堂 【0857-82-3363】 (気高人権福祉センター 気高町下光元478-3)	第1・3金曜日	○
江山子ども食堂 【0857-53-1542】 (江山人権福祉センター 下味野1058-3)	毎週水曜日	○
ぽっと食堂 【090-8428-3089】 (みんなの居場所「ぽっと」 湖山町北1-664) ※定員20名	月曜日～土曜日	○ (土曜日)
ささえあい(地域)食堂 【0857-27-1064】 (西人権福祉センター 西品治674)	月2回土曜日	○
サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 (上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2)	第2・4土曜日	○
市役所すなば子ども食堂 【090-1014-3849】※現在休止中 (すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71)	毎週火・木曜日	○
賀露すなば子ども食堂 【090-1014-3849】 (すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1)	第2火曜日	○
高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 (高草人権福祉センター 古海715-3)	第2土曜日	○
おたべ食堂(おいしい・たのしい・勉強できる!!) 0857-22-4206】 (修立地区公民館 吉方町1-201)	第4木曜日	○
子ども・若者食堂 【0857-24-8241】 (人権交流プラザ 幸町151)	毎週木曜日	○
寺子屋みらい 【0857-30-7471】 (みらい鳥取 千代水1-138)	毎週水曜日	○
とっとり子ども食堂 【070-3789-4565】 (文化センター 吉方温泉町3-701)	毎週火曜日	○
ふれあい食堂 【0858-85-0135】 (河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1)	第4土曜日	○
希来里(きらり)食堂 【0858-88-0806】 (佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3)	第4日曜日	○
にじいろcafé 【070-4297-1377】 (福祉文化会館 西町2-311)	毎週木曜日	※○
南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 (南人権福祉センター 八坂49-6)	第2土曜日	○
おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 (面影校区内公民館を巡回)	第2土曜日	—
みんなの居場所「O(えん)」 【070-5651-1556】 (しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769)	第1水曜日	○
みなよし食堂 【0857-32-8482】 (みんなの実家 南吉方3-215)	火・水・金曜日 第1土曜日	○
いなばやまキッズサロン 【090-7976-4245】 (稲葉山地区公民館 卯垣5丁目57)	第2・4木曜日	○

続き

地域(子ども)食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。市ホームページにて最新情報をご覧ください、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。



食堂名【連絡先】(会場)	基本開催曜日	学習支援
こどもとちいきの食堂なしのみ 【080-9665-2604】 (こどもとちいきの食堂なしのみ 紙子谷29-4)	月1回, 毎月24日	○
とものいえ食堂 【080-2649-2964】 (鳥取友の会友の家 湖山町西1-353)	第2・4土曜日	○
よりみち広場 【0858-87-2447】 (用瀬町民会館 用瀬町別府34-7)	第3又は第4水曜日	○
コミュニティカフェ mashiro 【0857-30-7677】 (コミュニティカフェ 美萩野1丁目118-18)	第2・4土曜日	○
ごえん 【080-9340-9051】 (ごえん 円護寺94)	水・土・日曜日	○
地域食堂COCON 【090-6756-4681】 (地域食堂COCON 職人町26)	金・土・日曜日	○
みんなできんさいな 【0857-22-4884】 (給産会食堂 行徳3-815)	※4月以降はお問い合わせください。	—

5月 人権・生活相談 日程

＃ カウンセラー相談

【開催日】 5月14日(火)・28日(火)

【時間】 15:00~17:00

【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

相談無料!
ひとりて悩まないで
お気軽にご相談ください。

夜間弁護士相談

【開催日】 5月16日(木)

【時間】 18:30~20:30

【定員】 3名まで

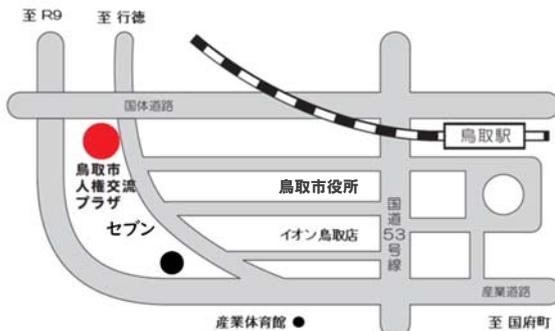
(※予約制・先着順・1人あたり30分)

ご希望の方は、
中央人権福祉センター
までご連絡ください。



【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)

交通案内



センターの場所がわからない場合は、
お気軽にお電話ください。

(☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m
100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)
☆「市役所前」下車 450m

【より親しんでいただける広報紙へ!】 アンケート受付中!
人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

